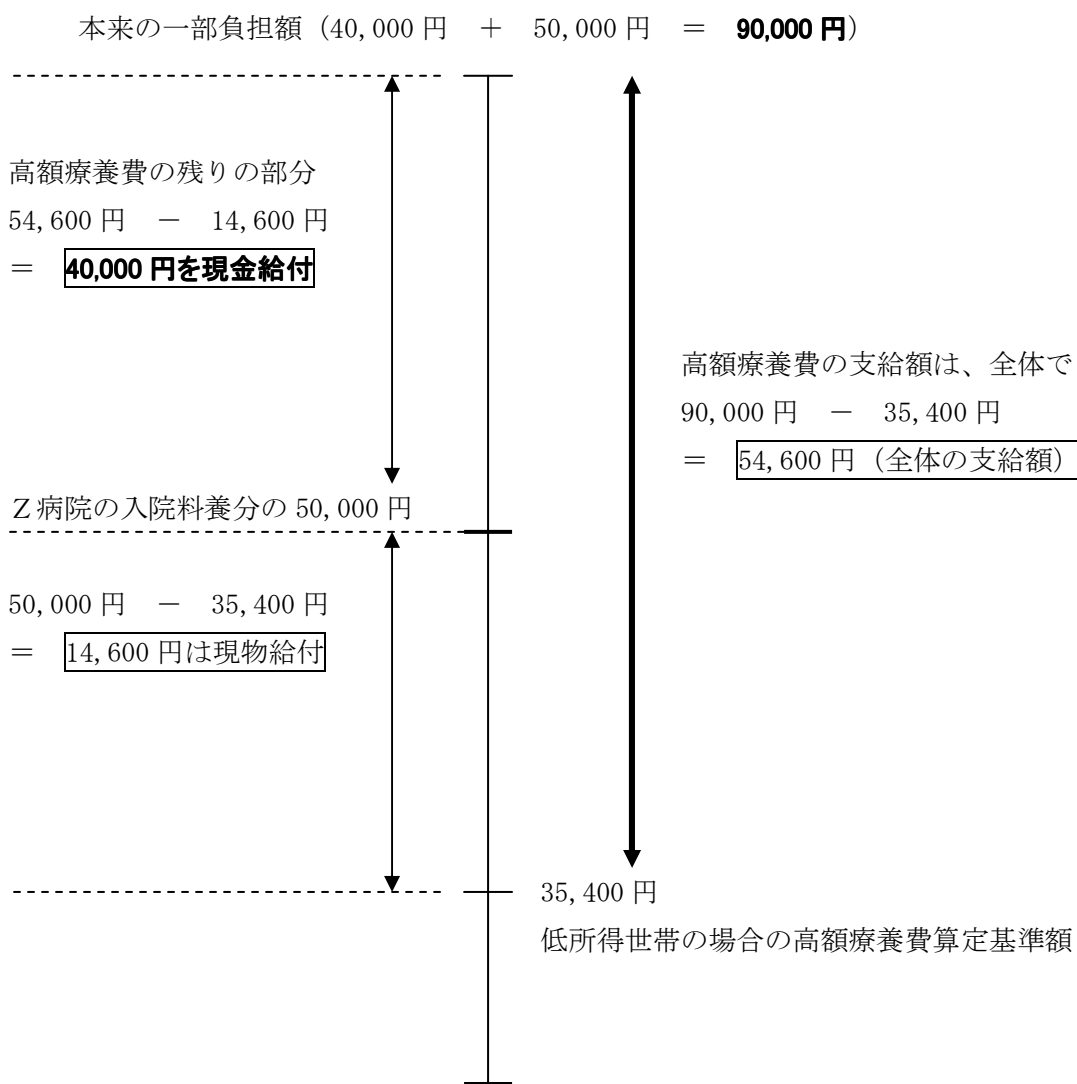


【入院した場合の高額療養費について】 支給額が一部現物給付となることがある。

70歳未満・低所得世帯 という条件から、世帯合算できるのは、負担額が21,000円以上のものに限られます。

(例) 高額療養費の対象になる一部負担額が、X病院の外来療養分の40,000円とY病院の入院料養分の50,000円の場合



【入院の場合の高額療養費の取り扱い】

70歳未満の者が入院した場合について、70歳以上の者が入院した場合と同様に、一の病院等での窓口負担を自己負担限度額までとし、**それを超える高額療養費は現物給付化する。**



つまり、高額療養費の全体額54,600円のうち、14,600円(入院療養分50,000円-算定基準額35,400円)は現物給付、**残りの40,000円が現金で償還される金額となります。**